

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が、私有地である駐車場を通過して通勤した際に車と衝突し負傷した交通事故について、通勤と災害との間に相当因果関係が認められるものとして、療養給付の請求を不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、バイクで会社に向かう途中、駐車場（私有地）を通り、公道に出たところで右側から走行してきた車と出会い頭に衝突し、負傷した。

請求人は、本件交通事故は通勤災害であるとして療養給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、立ち入り禁止の私有地を通過して通勤していることから、合理的な経路ではないものとして不支給とする処分をした。

### 2 審査請求の理由

立ち入り禁止の私有地とされている駐車場は、生活通路として利用され、通勤経路として最も合理的な経路であると認識していることから、療養給付を支給しない旨の処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、会社に出勤するため自宅をバイクで出発し、車の交通量が多いという理由から、公道を通らずに駐車場を通り抜け、公道に出たところで衝突事故を起こし負傷した。
- (2) 請求人が通った駐車場は、契約者以外立ち入り禁止の私有地であり、請求人は通勤のために立ち入り禁止の私有地を通ったことになる。
- (3) 請求人の自宅から事故現場までは、駐車場を通った場合 185m 短縮されるが、バイクでこの距離を走行してもそれほど時間はかからないため、時間的な差はないものと推認される。
- (4) 請求人は、駐車場から公道に右折しようとしたところ、右側からきた車と接触しており、もし請求人が駐車場を通らずに通勤していたとすると、左側車線を走行しているはずであり、通常の経路に復する前に発生した事故であるといえる。
- (5) 以上のことから、本件は駐車場を通る経路を利用したとしても、時間的に短縮されているとは判断し難く、合理的な通勤経路ではないと判断されることに加え、通常の経路に復する前に発生した事故であると判断し、不支給とした。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人が労働者として会社に雇用され、就業に向かう際、公道において交通事故に遭遇したことは事実である。
- (2) 「合理的な通勤経路」とは、一般的に労働者が通勤のために利用すると認められる経路をいうとしており、その通勤の形態は極めて多様であることから、社会通念上合理的とされる経路であることが求められる。
- (3) 請求人が日常的に利用していた通勤経路は、当該駐車場を通り抜ける通勤経路のみであり、当該駐車場は請求人が自家用車の駐車場として契約していることから日常的に利用していた。
- (4) 近隣者からも「朝夕に通勤と思われる人が駐車場内を走行していることはよくある」との証言を得ており、地域的な事情の存在も否めない。

(5) 以上のことから、請求人が日常的に利用している手段・経路については、請求人にとっても実態的にも合理性が認められることや、交通事故そのものが、監督署長が合理的経路であるとする公道上で発生している事実から、通勤と災害との間に相当因果関係が認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。